

## Simgo モバイル サービス利用規約

### 第 1 条 (Simgo モバイル)

熊本モバイル (以下、「甲」とする) は、この利用規約 (以下「本規約」とする) に基づき、「Simgo モバイル」 (以下「本サービス」とする) を本サービス契約者 (以下「乙」とする) に対して提供する。

### 第 2 条 (利用規約の変更)

甲は、甲が必要と判断した際には、本規約を変更できるものとし、熊本モバイルホームページ、メール、SNS のいずれか (以下「当ホームページ」とする) にて遅滞なく広告する。

### 第 3 条 (用語の定義)

本規約において、次の各号の用語の意味は、当該各号の通りとする。

- (1) 「本サービス契約」とは、甲から本サービスの提供を受けるための契約をいい、利用申込を甲が承諾した時点で、本規約に同意し契約が締結されたものとする。
- (2) 「Simgo モバイル」とは、甲が提供するモバイル Wi-Fi の月額基本および日額通信サービスのことを指す。
- (3) 「契約者端末」とは、本サービスの提供を受けるために、乙が利用するパソコンなどの通信機器を指す。
- (4) 「携帯機器」とは、本サービスを利用するためのデータ通信機器、その付属品類などの必要機器類を指す。

### 第 4 条 (本サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、携帯機器の通信事業者が提供する区域内とする。

### 第 5 条 (本サービスの内容)

1. 甲が提供する本サービスの内容は、次の各号に掲げる事項に係るものとする。

- (1) 本サービスの月額基本および日額通信の利用提供
- (2) 当該サービスの利用に必要なデータ通信機器およびその付属品類の販売
- (3) 携帯機器類に故障が生じた場合の代替機器類の手配

2. 本サービスは、携帯機器「モバイル Wi-Fi ルーター」タイプとする。

携帯機器セット内容は Simgo モバイル 重要事項説明、第 2 条の通りとする。

3. 乙は、第 13 条 (利用料金) に定める料金を、甲の指定する方法で支払うことにより、本サービスの提供が受けられるものとする。

4. 乙は、本サービスは最大通信速度を保証するものではなく、乙の利用環境に応じて実際の利用時の通信速度は変化する場合があることを了承の上契約したものとする。

## 第6条（契約の単位と契約期間）

- 1.甲は、携帯機器1つ毎に1つの本サービス契約を締結するものとする。
- 2.最低契約口数を1とする。
- 3.原則、最低契約期間を1年とするが、途中解約も可能とする。
- 4.ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに乙から更新拒絶の申出がないときは、同一条件でさらに1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第7条（契約の申込）

申込者は、本規約を承諾の上、甲の指定する方法により、本サービスの利用申込をするものとする。乙の解約後の乙による再申込みについては、解約日から6ヶ月経過した後12ヶ月以内に限り、甲の指定する方法と費用により、乙が本サービスの利用申込をするものとする。

## 第8条（契約申込の承諾）

- 1.本サービス契約は、前条所定の利用申込を甲が承諾したときに成立するものとする。
- 2.甲は、次の場合には、本サービス契約の申込を承諾しない場合がある。  
また、甲は、本サービス契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、何らの通知または催告を要することなく、ただちに本サービス契約を解約することができるものとする。
  - (1)通信事業者が提供するサービスが理由のいかんを問わず終了した場合
  - (2)本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (3)申込者が本サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあると甲が判断した場合
  - (4)過去に不正使用などに本サービス契約もしくは甲が提供するサービス契約などの解除や利用停止されていることが判明した場合
  - (5)申込者が未成年の場合
  - (6)違法に、または公序良俗に反する態様で本サービスを利用するおそれのある場合
  - (7)申込者が、甲または本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがある場合
  - (8)甲が提供する本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様で本サービスを利用するおそれがある場合
  - (9)その他本サービス契約の申込を承諾することが、技術上または甲の業務の遂行に支障があると甲が判断した場合
  - (10)本サービス契約の申込後、携帯機器が申込者指定の住所に届かなかった場合
  - (11)契約者が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合
    - ① 暴力団

- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 政治活動等標ぼうゴロ
- ⑨ 特殊能力暴力集団
- ⑩ その他前各号に準ずる者

(12) 契約者が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められたとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められたとき
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(13) 契約者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に際して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

申し込みを拒絶したときは、当社は、申し込み者に対しその旨を通知します。

甲は、第2項に掲げる事由の判断のため、申し込み者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他当社が必要とする書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申し込み者から当該書類の提出が行われない間は、甲は、申し込みの承諾を留保又は拒絶するものとします。

甲は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて本サービスの利用の申し込みがあったときは、甲は、当該上限を超える部分に係る申し込みを承諾しないものとします。

#### 第9条（契約事項の変更等）

乙は、その名称または住所、支払い方法などに変更があった場合は、甲に対して速やかに当該変更の事実を証明する書類を添えて届け出るものとする。

#### 第10条（権利の譲渡等）

乙は、第三者に対し、本サービス契約上の権利または義務を譲渡または移転することはできないものとする。

#### 第11条（契約の解除）

1.甲は、乙が次の場合に、本サービス契約を解除するものとする。

(1)第8条（契約の承諾）第2項における、契約を承諾しない各号の一に該当する場合

(2)本規約に定める乙の義務に違反した場合

(3)乙について、破産、会社更生、整理または民事再生に係る申立があった場合

(4)その他、甲が解除するについて止むを得ない事由があると判断した場合

(5)契約者の死亡について甲に届出があり、甲がその事実を確認した場合、甲が指定する日をもって、本サービス契約を解約することができるものとします。

2.前項の解除があった場合は、乙は解除によって生じた一切の損害ならびに債務を負担するものとする。

#### 第12条（合意解約）

1.乙は、契約を解約する場合、解約希望月の支払い日より起算して1ヶ月前の24時迄（以下「解約締切日」とする）に、その旨を文書または電子メールで甲に届け出るものとする。

解

約締切日より後にかかる届出がなされた場合、当該届出による解約日は、当該届出の翌月末日に効力を生じるものとする。

#### 第13条（利用料金）

1.本サービスの利用料金の体系は、次の通りとする。

(1)月額基本・日額通信料金

乙は、月額基本および日額通信料金として、**Simgo** モバイル 重要事項説明、第5条第1項「利用料金」に記載する月額合計料金を支払うものとする。

端末費用支払い後、甲は乙に対して当月の利用料金を翌月末日までに毎月請求するものとする。クレジットカード払いの場合は、当月の利用料金を翌月末日までに毎月自動更新にて請求するものとする。

正規の解約手順を踏まず、乙自らの手により、甲に連絡無く自動課金設定を解除した場合でも、乙は当該支払いを免れない。

ただし、当社が必要と認めるときは、月途中でも請求させていただく場合があるものとする。

## (2) 端末費用

乙は、端末費用として、乙または乙の販売代理店が定めた端末料金を支払うものとする。

## (3) その他の費用

乙は、その他の費用として、重要事項説明、第 5 条第 1 項「その他の費用」に規定する料金の支払いを要する場合がある。

### 2. 本サービスの利用料金開始日

本サービスの利用開始は、本契約を当該日が属する月の 25 日以前に申し込まれた方は、当月からご利用開始となります。また、本契約の当該日が属する月の 25 日以降に申し込まれた方は、翌月からご利用開始となります。

3. 甲は、乙に対し、本サービスの利用料金および本規約に定めるところにより生じた一時的な費用ならびに消費税額を請求する。消費税額が変更となった際は、変更額に応じて価格を変更し、既に支払っている料金がある場合は、当該変更月以降の料金に対して追徴、返金を行うものとする。

4. 所定の期日までに支払が確認できない場合は、再請求手数料若しくは督促料として、再請求若しくは督促 1 回につき 300 円を請求するものとし、乙はこれを支払う義務を負うものとする。

5. 再請求若しくは督促で指定した期日までに入金を確認できなかった場合は、翌日から完済の日までの日数に応じ、年 14.5% の割合による遅延損害金を併せて、乙に請求するものとする。再請求若しくは督促の費用については、当該延滞金は適用しない。

6. 甲は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、四捨五入し小数点が 5 以上であればその端数を切り上げるものとする。

## 第 14 条（支払方法）

1. 利用料金の支払は、クレジットカード払いとする。なお、請求書決済（甲指定口座への振込み）および口座振替は法人限定とし、振込手数料は乙負担とする。

また、個人の契約者の請求金額については、月次請求額確定後、マイページに表示するものとする。

2. 甲は前条に定める利用料金、および違約金等、その他本規約に基づく乙に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとする。

## 第 15 条（携帯機器の管理及び弁償金支払義務）

1. 乙は、善良なる管理者責任をもって携帯機器一式を維持、管理するものとし、その利用に当たっては以下の行為を行ってはならないものとする。

(1) 携帯機器の第三者への譲渡、質入れ、貸出し、再販、その他の処分

(2) 携帯機器の分解、解析、改造、改変等、貸与携帯機器以外での利用

- (3)携帯機器の損壊、破棄、水没、盗難、紛失
- (4)携帯機器の著しい汚損（シール貼付、切削、着色等）
- (5)本サービス以外の不正使用
- (6)携帯機器の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為

2.前項の禁止事項に該当すると甲が判断した場合、乙は甲の請求に従い、損害賠償として端末費用と同額の違約金若しくは弁償金を直ちに支払うものとする。また、被害額が端末費用を超える場合は甲が被った被害額の実損額とする。

#### 第 16 条（携帯端末機器補償と速度制限）

甲は、乙に対して携帯端末機器補償を、契約締結日から 1 年間提供する。

2.携帯端末機器補償の対象は、携帯機器本体のみとする。

3.甲は、乙に対して、乙に販売の機器に故障、又は何らかの不具合が生じ通常の使用が不能となった場合、遅滞無く携帯機器本体と同等の物と無償交換するものとする。

但し、軽微な外装の擦傷若しくは通常の使用に不都合がないと甲が判断した場合は、この限りでは無い。

4.故障、その他の不具合等の場合、乙は携帯機器本体を速やかに甲に返却するものとし、当該携帯機器と引き換えに携帯機器本体と同等の機器を提供するものとする。携帯機器本体が返却されない場合は、携帯機器本体と同等の機器は、提供されないものとする。携帯機器本体の自然故障の場合は、当該機器と交換により携帯機器本体と同等の機器を提供する。

5.乙の月間データ使用量に応じて通信会社の判断によりヘビーユーザーとみなされた場合、制限が発生する可能性がある。故障、通信制限に伴う携帯機器本体と同等の機器の交換期間中も利用料金は発生するものとする。

#### 第 17 条（携帯機器の再販）

乙による携帯機器の再販は一切できないものとする。

#### 第 18 条（禁止事項）

乙は、本サービスの利用にあたって、次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。

(1)本サービスに関連して、第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(2)本規約に反する行為

(3)その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

(4) 名義変更手続き以外での乙の権利譲渡行為

#### 第 19 条（緊急利用停止）

- 1.甲は、乙が第 18 条に定める禁止事項に違反する行為を行ったと甲が判断した場合。または、乙が支払うべき利用料金等を、再請求もしくは督促の支払期日を経過しても支払わない場合、事前告知の有無に係わらず緊急利用停止の措置を講じることができる
- 2.前項の場合、甲は自身の判断によって、第 11 条（契約の解除）にもとづいて契約解除する場合ことができる。
- 3.緊急利用休止期間中においても利用料金は発生するものとし、乙は当該期間の利用料金についても支払いを免れない。

#### 第 20 条（損害賠償）

- 1.乙が本サービスの利用に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。
- 2.乙が本サービスの利用に関して、第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、乙は自己の責任と費用でこれらを解決し、甲にいかなる責任も負担させないものとする。万一、甲が第三者から責任を追及された場合、乙はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、甲を一切免責するものとする。

#### 第 21 条（サービスの変更・廃止）

- 1.甲は、都合により本サービスの全部または一部を変更、追加、廃止することがあるものとする。
- 2.甲は、前項の規定によりサービスの全部または一部を廃止するときは、乙に対しサービスを廃止する日の 1 ヶ月前までに当ホームページ又はメールにて、その旨を通知しなければならない。
- 3.本サービスの全部または一部を変更、追加する場合における提供条件は、変更後の本規約によるものとする。
- 4.本サービスを廃止する場合において、本サービス契約は当該廃止の日に解除されるものとする。

#### 第 22 条（免責）

甲が乙に対して負う責任は、本約款に定めるものが全てであり、これを超えて、契約者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等に係る損害、その他一切の損害（財産的損害か非財産的損害かを問わないものとする。）について、甲は理由の如何を問わず責任を負わないものとする。

- (1)電気通信事業者に起因する障害・工事等のためサービス提供がされなかった場合、甲は直接・間接的に生じた損失や損害に関し責任を負わない。
- (2)電気通信事業者のネットワークの混雑状況やシステム負荷、帯域制限等により、サービスの一部または全てが提供されなかった場合、甲は直接・間接的に生じた損失や損

害に関し責任を負わない。

(3)乙は、通信事業者が提供するサービスエリアを事前に確認するものとし、本サービス締結後に通信事業者が提供するサービスエリア外でサービスの一部または全てが利用できなかった場合、甲は直接・間接的に生じた損失や損害に関し責任を負わない。

(4)乙は、甲が提供するサービスが、使用量に応じて制限がかからないサービスであることを前提として契約していた場合でも、通信事業者の判断による場合、その他甲が予期できない事態が発生した際に、万一制限がかかった場合、甲はその責任を負わない。但し、甲は本規約第 16 条 7 項の措置を講ずるものとする。

(5)乙は甲が指定する配送業者で携帯機器を配送することを承諾しているものとする。

甲の責めに帰すことのできない事由による配送の遅延（天災、事故、渋滞、仕分けミス等）については、一切の責任を負わない。また、配送遅延により料金支払い後にもかかわらずサービスの提供開始が遅れた場合、又はサービスが受けられない場合についても甲はその責を負わない。

#### 第 23 条（個人情報の管理）

1.本サービスの申込、契約締結のために甲が入手した個人情報については、甲は次の各号に定める利用目的の達成に必要な範囲で適正に取り扱わなければならない。

(1)本サービス等に関する問合せ、相談への返答

(2)本人確認、料金案内、請求、サービス提供条件変更案内、サービス停止、契約解除などの連絡、その他のサービス提供に係わる案内を行うこと

(3)甲または甲の提携会社が提供するサービスに関する販売推奨・アンケート調査および景品などの発送を行うこと

(4)本サービスの改善または新サービス開発のために情報の分析を行うこと

2.甲は、サービス提供に必要な業務の実施に際し、業務委託先に個人情報を提供する必要がある。その場合、個人情報保護が十分に図られている企業を選定し、個人情報保護の契約を締結する等、必要かつ適切な処置を実施するものとする。

3.甲は、個人情報を本人の同意を得ることなく、業務委託先以外の第三者に対して提供してはならない。ただし、法令により定めがある事項については、その定めに基づき提供するものとする。

4.モバイルデータ通信端末の利用にあたり、乙または利用者が使用したデータ・閲覧情報・履歴情報等は乙にて適切に管理・消去するものとします。当該端末利用中または契約解除および端末返還後の情報管理・データ消失については、甲は一切の責任を負わない。

#### 第 24 条（初期契約解除）

1.本サービス契約者は、契約締結日を初日として 8 日が経過するまでは、甲に書面を送付することにより、無理由で契約が解除できるものとする。



2.モバイル端末の購入については初期契約解除の対象外とする。月の途中における解除の場合においても日割り計算による利用料金の返金は無いものとする。

#### 第 25 条（準拠法および管轄）

- 1.本規約に関する準拠法は日本法とする。
- 2.本規約またはこれに関する紛争に係る事件の専属的合意管轄裁判所は、訴額の如何に拘わらず、東京地方裁判所とする。

#### 第 26 条(約款の変更)

- 1.甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。本規約の変更がなされた場合、本サービスの提供条件等は、当該変更後の本規約の内容によります。
- 2.甲が別途定める場合を除き、甲から乙への通知又は告知を、当社のホームページへの掲載又は電子メールの送信による通知又は告知が行われた時点において、本規約の変更の効力が生じ、乙が当該変更を承諾したものとします。
- 3.変更後の本規約については、甲が別途定める場合を除いて、当社のホームページ等、当社指定の掲載場所に表示した時点より、効力を生じるものとします。

#### 第 27 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

- 1.本サービスは、電気通信事業者の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合、クラウドサーバー環境の悪化又はその他電気通信事業者の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。
- 2.当社は、前項に定める事項のほか、本サービスについてその通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。
- 3.当社は、契約者が当社の指定する移動無線機器等以外の通信手段を用いて本サービスを利用した場合、当該利用による本サービスの品質、保証及びその利用結果について何ら一切の保証を行わず、また、当該利用により生じた損害について、何ら一切の責任を負わないものとします。
- 4.本サービスにおいては、本サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が電気通信事業者の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限する場合があります。

#### 第 28 条（利用不能の場合における料金の調定）

当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該

状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

前項の定めにかかわらず、本サービスにおいて、本サービスが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、当該貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、前項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

## Simgo モバイル 重要事項説明

### 第1条 ご契約にあたって

- 1.本サービス「**Simgo** モバイル」は、お客様とサービス提供元の熊本モバイル株式会社とのご契約となります。
- 2.必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、お申し込みください。
- 3.ご契約時に記入（または入力）いただいた電話番号・メールアドレス宛てに当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は、利用停止させていただくことがあります。
- 4.ご契約内容（名義・住所・連絡先・支払い方法等）に虚偽の記述があった場合は、契約解除となることがあります。
- 5.契約解除後に料金未払いのあるお客様情報を携帯電話・PHS・BWA事業者（交換先事業者は契約約款をご確認願います。）との間で交換いたします。  
※不払い情報の交換の目的：契約解除後においても、料金不払いのあるお客様の情報を事業者間で交換し、その情報を契約申し込み受付時の加入審査に活用することにより、料金不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守ることを目的としています（料金不払いの状況によってはお申し込みをお受けできない事があります）。
- 6.本サービスは、未成年者の方がご契約いただくことはできません。

### 第2条 Simgo モバイルについて

#### 1. Simgo モバイルの種類

携帯機器は【モバイル Wi-Fi ルーター】となります。

携帯機器のセット内容は、以下の通りです。 ・モバイル Wi-Fi ルーター端末本体

- ・マイクロ USB ケーブル
- ・取り扱い説明書

万一、付属品が欠品していた場合、受け取りから 8 日以内に当社までご連絡下さい。9 日以降のご連絡の場合、保証対応又はお客様による弁償対応となる事、ご注意ください。

## 2.共通

(1)ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。

(2)電波を利用しているため、トンネル・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かない所や、サービスエリア外ではご利用になれません。また、利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。

(3)電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。ご利用の機器で表示される電波状況については目安としてご利用ください。

(4)ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用頂けない場合があります。

3.サービス品質維持及び設備保護のため、24 時間以上継続して接続している通信を切断する場合があります。

## 第 3 条 速度制限

1. 本規約第 16 条 5 項に準ずる。

2.その他条件は、提供する携帯機器の条件に準じます。

3.サービス品質維持及び設備保護のため、24 時間以上継続して接続している通信を切断する場合があります。

## 第 4 条 .期間について

1.月額基本および日額通信の開始日は、回線開通日です。

2.月額基本および日額通信開始日から終了日までを契約期間とします。

## 第 5 条 .料金について

1.本サービスの料金は、以下の通りです。

### (1)「利用料金」

銀行振込および口座振替の場合 毎月 1 日～月末まで。

クレジットカードの場合、毎月 1 日～月末まで。

**Simgo** モバイル・月額基本および日額通信料金

申し込み完了時の契約内容に準ずる請求情報の料金（熊本モバイルホームページに記載）

(2)「その他の費用」・督促料 300 円（税別） ・キャンセル時返却遅延違約金 遅延 1 ヶ月毎に利用料金 1 ヶ月分

・破損紛失弁償金 弁償金一覧参照 ・代替品送料 500 円（税別） ・故障品返却送料 お客

様ご負担

- 2.月額基本および日額通信料金は、使用有無にかかわらず発生します。
- 3.インターネット接続料金は、月額基本および日額通信料金に含まれます。
- 4.月の途中でのご加入、もしくは月の途中でのご解約の場合であっても、月額基本および日額通信料金は一律、第5条第1項記載の「利用料金」となります。(日割計算は行いません。月末でも1ヶ月分の料金が発生しますのでご注意ください。)

#### 第6条 支払いについて

1. 利用料金の支払は、クレジットカード払いとする。なお、請求書決済（甲指定口座への振込み）及び口座振替は法人限定(個人事業主含む)とし、振込手数料は乙負担とする。
- 2.個人の契約者の請求金額については、月次請求額確定後、マイページに表示するものとする。
- 3.ご利用料金の請求について
  - (1)Simgo モバイルのご利用料金は、初回ご契約月の翌月末に、1ヶ月分をお支払いいただきます。以後、1ヶ月の利用料金を翌末日までに請求させていただきます。クレジットカード払いの場合は、1ヶ月の利用料金を翌末日までに月単位での自動更新にて請求させていただきます。解約について正規の手続きを踏まず、当社に連絡無く自らクレジットカードの自動課金を解除された場合でも、お支払いは請求させていただきます。
  - (2)当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、1督促通知ごと300円（税別）の督促手数料や年14.5%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させて頂くことがあります。また、利用停止期間中の利用料金等の料金につきましては、請求させていただきます。
  - (3)ご契約中または過去に、不正使用などに本サービス契約もしくは当社が提供するサービス契約などの解除や利用停止されていることが判明した場合は、全てのご契約について利用停止または契約解除させていただくことがあります。
  - (4)ご利用料金等（Simgo モバイル契約約款に定める、料金その他手数料等に限りです。）の請求については、当社より請求させていただきます。

#### 第7条 ご契約の変更・解約について

- 1.ご契約の変更について  
本サービス会員は、その名称または住所などに変更があった場合は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証明する書類を添えて届け出るものとします。
- 2.ご契約の解約について  
本サービス会員は、契約を解約する場合、解約希望月の1ヶ月前の24時迄に、その旨を電子メールまたは文書で当社に届け出るものとします。上記より後にかかる届出がなされた

場合、当該届出による解約日は、当該届出の翌月末日に効力を生じるものとします。

### 3.返却について

返却発送日の記録が残る、宅配業者(ヤマト運輸、佐川急便など)を利用し、最短の着日を指定するものとします。

4.返却にかかる送料はご契約者様の負担とします。

返却の期間は解約月の属する月末から起算して3日以内とする。

## 第8条 ご契約のキャンセル・解除について

本サービスの提供区域は、携帯機器の通信事業者が提供する区域内とします。

1.お申込み後、サービスをご利用になるエリアが提供エリア外であった場合は、8日以内に「第11条 お問い合わせ連絡先」までご連絡ください。

2.お申込み後、お客様都合による取消し(キャンセル)をご希望の場合には、8日以内に「第11条 お問い合わせ連絡先」までご連絡ください。

3.お申込み後8日以上を経過した場合には、いかなる場合におきましても一切お受けできませんのでご了承ください。

4.月の途中における取消の場合においても日割り計算による利用料金の返金はございませんのでご注意ください。

## 第9条 故障・紛失について

1. 第16条(携帯端末機器補償)に準ずる

[弁償金一覧]	携帯機器	金額	携帯機器	金額
---------	------	----	------	----

・本体	・・・・・・・・・・・・・・・・	20,000円(税別)
-----	------------------	-------------

・マイクロUSBケーブル	・・・・・・・・	200円(税別)
--------------	----------	----------

※取り扱い説明書、マイクロUSBケーブル、携帯機器本体以外はご利用途中の再発行はできません

## 第10条 個人情報の利用目的について

届け出ていただいたご契約者様の個人情報については、以下の目的において、適正に取り扱います。

1.ご利用料金(ご請求・お支払等)に関する業務

2.契約審査等に関する業務

3.通信機器等の販売に関する業務

4.お客様相談対応に関する業務

5.アフターサービスに関する業務

6.オプションサービス追加・変更に関する業務

7.サービス休止に関する業務

8. 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
9. アンケート調査に関する業務
10. 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
11. 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務
12. サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
13. 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務
14. その他、契約約款等に定める目的

第 11 条 お問い合わせ連絡先

熊本モバイル株式会社

WEB : <http://kumamotomobile.ne.jp>

Email : [info@kumamotomobile.ne.jp](mailto:info@kumamotomobile.ne.jp)

営業時間 : 10 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝日、年末年始は除きます)

2017 年 10 月 1 日 制定

2018 年 3 月 26 日 制定